

# 和歌山市移動支援QA 第1版（令和7年4月作成）

## 1 外出内容・頻度について

No	Q	A
1	移動支援事業の支援内容はどのようなものですか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外出時の移動介助や外出先での排せつ、食事等の介助</li> <li>・ 外出中や外出前後における意思疎通に関する支援（代読、代筆等）</li> <li>・ 外出に伴い、必要と認められる外出前後の身の回りの支援</li> </ul>
2	移動支援事業の事業目的のうち、社会生活上必要不可欠な外出とは、どのような外出ですか？	利用者が何らかの組織における役員等である場合であって、当該役員等によって構成される会議等に出席するために行われる外出です。
3	移動支援事業の事業目的のうち、余暇活動等の社会参加のための外出とはどのような外出ですか？	各種行事への参加や買い物、散歩等に伴う外出です。 ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限りします。
4	移動支援の対象とならないものにはどのようなものがありますか？	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 通年かつ長期にわたる外出 社会通念上適当でない外出 1日の範囲を超えて用務が終了する外出
5	通年かつ長期にわたる外出とはどのようなものがありますか？	次に挙げるものが代表的なものです。 ①障害福祉サービス事業所（生活介護等）や地域活動支援センター等への通所 ②保育所、幼稚園、学校、学童保育への送迎  なお、「通年」とは、1年を通してその目的のための外出支援が定期的に発生する場合をいいます。「長期」とは、3か月以上継続する場合をいいます。その他判断が難しい場合は、障害者支援課までご相談ください。
6	移動支援と通院等介助等では、通院等介助等を優先するものと認識していますが、通院等介助等の支給量を全て使い切ってしまった場合は、移動支援を利用することはできますか？	通院等介助等の支給量を全て使い切ってしまった場合、急な体調不良等により緊急的に病院に行く場合は例外的に移動支援の利用ができます。 ただし、原則は通院等介助等を優先して利用する必要がありますので、通院等介助等の支給量が足りない場合は、支給量を増やすための申請を改めて行ってください。
7	月に1回程度の頻度であっても、決まった場所に同じ目的で外出すると通年かつ長期の外出となり、移動支援の利用はできなくなりますか？	原則は利用できませんが、例外的に1週間に2回まで、1か月の間に8回までであれば、通年（1年を通して同じ目的）かつ長期（3か月以上）の外出であっても利用を認めることとします。

8	習い事への送迎に移動支援を利用することはできますか？	通年かつ長期にわたる外出に該当するため、原則利用できませんが例外的に1週間に2回まで、1か月の間に8回までであれば、利用を認めることとします。
9	学校内の移動や通級指導教室に通うための利用はできますか？	利用できません。
10	事業所が主催するイベントに参加するために移動支援を利用できますか？	事業所の送迎がある場合は、そちらを優先してください。 送迎が行われない場合において、移動支援を利用できます。
11	社会見学、遠足等の学校行事における外出に移動支援を利用できますか。	利用できません。学校行事については、授業の一環であることから学校で対応をすべきものとなるため、利用できません。
12	利用者の家族が利用者をA駅まで送り迎えを行い、ヘルパーはA駅で利用者と待ち合わせて合流する場合は、始点または終点が居宅以外になってしまいますが、このような利用をしてもいいですか？	原則は始点または終点が居宅でなければ移動支援は利用できませんが、本問のように家族等の介護者が途中の駅等まで送迎できる場合は、例外的にその地点を始点または終点として利用することができます。 このようなケースでは、実績記録票に支援が居宅以外の地点が支援の始点または終点となった理由を必ず記載するようにしてください。
13	移動支援で市役所に手続きをしにいくことはできますか。	可能です。ただし、居宅介護における通院等介助等の支給決定がある場合はそちらを優先してください。 通院等介助等の支給量を使い切った後であれば、移動支援を利用して問題ありません。
14	利用者が講演会の講師として出席する予定ですが、会場まで移動支援を利用することはできますか？	営業活動等の経済活動に係る外出に該当するため利用できませんが、ボランティアとして出席する場合は、利用できます。
15	親族の葬儀のために障害者及び障害児を短期入所事業所に預けて市外へ行かなければならない場合、かつ、当該事業所による送迎がなく保護者による送迎も困難な場合は、移動支援を利用して当該事業所へ送ってもらうことはできますか。	このようなケースの場合は、緊急的に移動支援を利用する以外の選択肢がないものと判断できますので利用可能とします。
16	ペットの散歩は移動支援の対象として含まれますか。	利用者本人がペットの散歩のために外出し、ヘルパーが付き添う場合は、利用方法として問題ありませんが、ヘルパーが利用者のペットの散歩を行い、利用者が同伴するような場合は利用できません。
17	冠婚葬祭に出席するために移動支援を利用することはできますか。	利用することができます。ただし、式典中に待機しているだけの時間は支援時間として算定できません。
18	公営ギャンブルへの付添いに利用できますか。	利用できません。公営ギャンブルは「社会通念上適当でない外出」に該当します。
19	銭湯や温泉に行くことを目的として移動支援を利用することはできますか？	利用できます。 ただし、居宅介護における入浴介助に要する支給量の不足を補う目的での利用はできません。
20	映画館、カラオケ又はゲームセンターその他娯楽施設を目的地として移動支援を利用することはできますか。	利用できます。しかし、目的地に到着後、利用者とヘルパーと一緒に遊ぶことはできません。
21	ボランティア活動に参加することを目的として移動支援を利用できますか？	利用できます。ただし、報酬が発生するものや参加する団体の利益につながるおそれのある活動には利用できません。

22	旅行する際に移動支援を利用できますか？	<p>利用できます。ただし、宿泊先までの移動手段や、ひと月の支給量、支援が1日の範囲内で用務を終えることができるか、宿泊施設内の支援が必要か否か等を考慮した上で、移動支援の要件を満たす場合に限り利用できます。</p> <p>また、旅行中における移動支援の支援は始点及び終点が居宅ではありませんが、例外的に認めるものとします。ただし、旅行自体の始点又は終点は居宅としてください。</p>
----	---------------------	--

## 2 利用のルールについて

No	Q	A
23	プールを目的地とする場合、プール内での介助も移動支援の対象となるか。	<p>トイレへの付添い等を行うためプールサイドでの見守りや、着替えの介助、利用者の安全確認のために水中にいる時間は算定の対象となります。</p> <p>ただし、水中での支援については、利用者の障害特性を鑑み、事業所と利用者間で合意した上で行うようにしてください。また、救助行為、水泳指導や利用者と一緒に遊ぶことは支援には含まれませんのでご注意ください。</p>
24	利用者である子どもの通学等を日常的に保護者が行っていたのですが、保護者が入院したため子どもが通学することが困難になりました。この場合に移動支援を利用して、子どもの通学を支援してもらうことはできますか？	<p>通学の送迎は通年かつ長期の外出に当たるため、原則利用できませんが、日常的に送迎を行っていた保護者が入院してしまった場合等は例外的に利用することができます。しかし、保護者の仕事の都合で送迎ができないという理由では利用できませんので注意してください。</p>
25	普段利用者を送迎している保護者等が急な体調不良により、送迎ができなくなった場合、どのくらいの期間であれば、例外的な移動支援の利用として認められますか？	<p>1週間とします。1週間を超える例外的利用については、医師の意見書等の保護者等が体調不良であることがわかる書類を提出してください。</p>
26	利用者の居宅以外を始点及び終点として移動支援を行いたいのですが、認められますか？	<p>認められません。移動支援事業における始点又は終点は、一部の例外を除き居宅です。</p>
27	居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者包括支援の障害福祉サービスの支給決定を受けている利用者でも、移動支援は利用することはできますか？	<p>居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護及び重度障害者包括支援は、移動に関する支援がサービス内容に含まれています。そのため、移動支援と障害福祉サービスの目的に応じた外出は、障害福祉サービスを優先して利用してください。</p>
28	グループホームに入居している方も移動支援を利用することはできますか？	<p>利用できます。</p>
29	1人の利用者に対して、2人のヘルパーが同時に支援することは可能ですか？	<p>原則はヘルパー1人によって支援が行われる必要がありますが、利用者の身体的な事情や行動障害等を理由に、ヘルパーが1人で支援することが困難と市が認める場合に限り、ヘルパー2人による同時の支援を認めることがあります。ヘルパー2人による支援を希望される場合は、障害者支援課までご相談ください。</p>
30	外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をしている時間は支援時間に算定してもいいですか？	<p>ヘルパーと利用者が食事をしている間は、利用者への支援が行われていないものとして、支援時間の算定は不可とします。</p>
31	市外へ出かけたい場合の移動支援はどうなりますか？	<p>市外への移動支援も利用できます。</p> <p>ただし、事業所において移動支援を提供する範囲外となるおそれもあることから、利用者においては、利用する事業所が市外への移動支援を行っているかを事前に確認するようにしてください。</p>

32	障害者又は障害児を保護者では病院に連れていくことができない場合に移動支援を利用することはできますか？	通院においては、居宅介護における通院等介助や通院等乗降介助、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援といった障害福祉サービスが優先されますので、当該福祉サービスの支給決定を受けている場合はそちらを利用してください。 なお、保護者が付き添えない場合は、保護者が病気等の理由で一定期間介護できない場合に限りです。
33	障害福祉サービスにおける居宅介護（通院等介助、通院等乗降介助）、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない場合は、移動支援を通院に利用することはできますか。	急な体調不良によって病院に掛かる場合は移動支援を利用することはできますが、定期的な通院の場合は通年かつ長期の外出に該当するため、利用することはできません。 定期的な通院が必要になる場合は、居宅介護等の障害福祉サービスの支給申請を行ってください。
34	移動支援の支援中に利用者と一緒に遊ぶことはできますか？	利用者から求められた場合においても、一緒に遊ぶという行為は移動支援の制度趣旨から外れますので、認められません。
35	ヘルパーが利用者の居宅に到着し、外出のための用意をしている最中に利用者の体調が悪くなり、外出できなくなったことでキャンセルとなった場合に、ヘルパーが支援開始にむけて待機していた時間を支援時間として算定できますか？	原則、実際に外出を行っていないため算定はできません。ただし、利用者が外出準備中にただ待機していたのではなく、外出を行うために必要な声掛け等の支援を行っていた場合は、30分を上限に算定できます。
36	1回当たりの支援時間に上限はありますか。	支給決定を受けた時間内、かつ、1日の範囲内で用務を終えていれば問題ありません。
37	利用者の家族や親族が移動支援に同伴してもいいですか？	原則利用できません。 ただし、利用者が親で、子どもの手続きや診察に親が同伴する場合は利用できます。
38	利用者の家族がヘルパーとして従事した場合に、利用者に対して移動支援を行うことはできますか。	居宅介護における運営基準と同様に、利用者の同居家族がヘルパーとして支援を行うことは、サービス提供の開始時刻及び終了時刻に疑義が生じるため、移動支援を行うことはできません。
39	入退院時において、移動支援を利用することはできますか。	原則利用できません。「通院等介助」又は「通院等乗降介助」をご利用ください。 「通院等介助」又は「通院等乗降介助」の支給決定がない場合に限り、移動支援による入退院時の利用を認めます。
40	目的地まで自転車で移動した場合に、算定時間はどのようになりますか。	移動支援の利用においては、「常時介護できる状態」である必要があります。したがって、自転車での移動中はこれを満たさないため、支援時間として算定できません。
41	支給量を超えて利用することは可能ですか。	利用すること自体は可能ですが、支給量を超えて利用した分については全額利用者の負担となりますので、事前に利用者に対して十分な説明を行ってください。
42	介護保険による入所者は利用できますか。	【本問に対する以下の回答は、移動支援事業の支給決定を現に受けている者に限りますのでご注意ください。】 訪問介護を利用できる施設（養護老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅）は居宅とみなして、移動支援を利用することができます。 特別養護老人ホーム、介護型有料老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホームは利用できません。 また、介護保険で対応できる方法がある場合は移動支援の利用を認めていません。

43	介護保険サービスと併せて移動支援を利用できますか？	介護保険で利用可能な同種のサービスがある場合は、介護保険サービスを優先してください。特に、通院や役所等への手続き等は、介護保険サービスでも対応できますので、そちらを利用してください。
44	移動支援を利用中に途中でヘルパーが交代しても問題ありませんか。	同じ事業所のヘルパーが交代することについては問題ありません。ヘルパーが交代したことがわかるように実績記録票に記入の上、それぞれ押印してください。
45	早朝や深夜の利用はできますか。	利用して問題ありませんが、加算はありませんご注意ください。
46	1回の支援において少なくとも何分利用しなければいけないというルールはありますか。	移動支援の利用においては、少なくとも20分以上の利用が必要です。20分未満とならないように注意してください。
47	目的地のみで移動支援の利用はできますか？	利用できません。移動支援の始点又は終点のいずれかは利用者の居宅である必要があります。
48	突発的な利用は可能ですか？	事業所の対応が可能であれば利用してください。
49	目的地まで自動車で行くことはできますか？	<p>原則は徒歩や公共交通機関による移動ですが、自動車による移動も可能です。ただし、次の点に注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、事故等のトラブルが起きた場合における取決めを利用者と事業所の双方で調整しておくこと。</li> <li>2、目的地での支援が不要となる場合は自動車による移動は認められないこと。</li> <li>3、現地解散、現地集合はしないこと。</li> <li>4、ヘルパーが運転している時間は支援時間に含まれないこと。なお、運転手がヘルパー以外に存在しており、ヘルパーが後部座席で利用者を支援している場合は、支援時間に含むことができます。</li> <li>5、利用者から費用を徴収する場合は、道路運送法上の許可を取得すること。</li> </ol>
50	入院中に移動支援を利用することはできますか。	原則利用できません。居宅に外泊した場合に利用できます。具体的には、病院からの行き帰りや居宅に戻ってからの外出です。
51	家族等が目的地まで送った後、目的地において移動支援を利用することはできますか。	始点又は終点は居宅である必要がありますので、利用できません。

52	目的地までの移動の際、ヘルパーではなく利用者本人が運転した場合の算定はどうなりますか？	利用者を常時介護できる状態である必要がありますので、利用者が自動車を運転した場合は算定できません。
53	居宅介護のサービスを行う前後において、居宅介護と同じヘルパーが移動支援を提供してもいいですか？	問題ありません。 ただし、サービス利用等計画や個別支援計画、移動支援計画で区切りを明らかにしておいてください。
54	移動支援計画の作成は必要ですか？	必要です。契約時に移動支援計画を作成し、利用者のニーズに合わせて都度見直しを行ってください。
55	映画や舞台、コンサート等の鑑賞を目的として、会場内での時間を支援時間として算定することはできますか？	会場内での介助の必要があり、利用者の前後左右の席に着席し、常時介護ができる状態にある場合は支援時間として算定できます。
56	移動支援でも居宅介護のような2時間ルールと呼ばれるような決まりは存在しますか？	支援を行った後、2時間を空けずに次の支援を行った場合に、支援時間を合算して算定するようにしてください。  【例：1時間の支援を行った後、2時間空けずに次の1時間の支援を行った場合は、1時間×2回ではなく、2時間×1回となる。】
57	移動支援の途中で発生するヘルパーの待機時間は支援の終了となりますか？ 例：利用者の散髪中、観劇中等	待機時間は支援終了とはなりません。
58	移動支援中の待機時間が長くなる場合は、支援をいったん終了し、再び移動支援が必要になったタイミングで改めて支援開始としてもいいですか？	待機時間が長くなる場合は、移動支援をいったん終了しても問題ありません。ただし、再び移動支援が必要になったタイミングで開始した場合は、原則始点又は終点が居宅であるという要件を満たすようにしてください。
59	1回の支援で複数の目的地に行くことは問題ありませんか？	問題ありません。 ただし、目的地のうち1か所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれた場合は、移動支援の全行程が算定できなくなりますので注意してください。
60	目的地が複数ある場合の注意点はなにかありますか？	例えば、散髪に行った後、コンビニで買い物をするという支援内容、かつ、2つ目のコンビニで支援を終了する場合（買い物を終えて居宅に帰るまでの支援は行わない。）は、1つ目の利用者が散髪している間の待機時間をもって、支援をいったん終了してしまうと、移動支援の行程はここで区切られてしまいます。 そのため、次の支援が散髪屋からコンビニまでという行程になり、原則始点または終点が居宅という移動支援の要件を満たさなくなり、算定ができなくなりますのでご注意ください。

61	施設入所者が移動支援を利用できますか？	<p>障害者支援施設に入所している施設入所者については、施設で設定している外出のための利用（施設入所支援としての支援）はできません。</p> <p>ただし、施設入所支援と重複しない一時帰宅時における外出や、入所者が個人的に施設から外出し、移動支援の要件を満たす目的地を設定した場合は利用可能とする場合がありますので、障害者支援課にご相談ください。</p>
62	道中はヘルパーが運転する自動車で移動し、目的地到着後は、特にヘルパーの支援を要しなかった場合、移動支援の利用として認められますか？	ヘルパーによる支援が一切発生していないため、この場合移動支援としては認められません。
63	1人のヘルパーが2人の利用者を同時に支援してもいいですか？	グループ支援型の移動支援でない限り不可です。個別支援型の移動支援は1人の利用者に対して行ってください。
64	通院等介助や通院等乗降介助で医療機関を受診した後、その時点で通院等介助や通院等乗降介助を終了し、帰宅途中に日用品の買い物や飲食店で食事をするために移動支援を利用することはできますか？	<p>通院等介助等および移動支援の両方の算定要件（例：始点又は終点が必ず居宅等）を満たした場合に限り可能です。</p> <p>ただし、サービスの切り替わりの時間は正確に実績に反映し、記録してください。</p>
65	障害児通所支援終了後に、保護者が帰宅するまでの間、移動支援を利用してもいいですか？	利用できます。ただし、預かりを目的とする場合は利用できませんので、移動支援計画で目的や必要性を記載の上で利用してください。
66	ヘルパーの運転中において、突然利用者の体調が急変し、車を停めて、対応を行った場合に支援時間として認められますか？	車を安全な場所に停車し、ヘルパーが支援を行った場合は、支援時間として算定できます。

### 3 費用について

No	Q	A
67	移動支援の時間外に発生する利用者の自宅までの交通費を利用者に請求できますか。	<p>運送にかかった実費を請求することはできます。なお、実費とは①燃料代（前後の回送を含む。）②道路通行料※③駐車料金④保険料⑤当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代）をいいます。</p> <p>※保険料は次のとおりです。</p> <p>①ボランティア団体、NPO等による、1回当たり、または1日当たりの無償運送行為を対象に提供されている保険（当該保険が、年間契約による場合を含む。）ただし、当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外。</p> <p>②レンタカーの借受けに伴って、加入する一時的な保険（免責補償制度および休業補償）</p> <p>※燃料代の算出は、一般的には、直近のガソリン価格等を利用して以下の方法により算出することが可能であるが、運送行為が頻繁に行われる場合に、一定の期間において「1km当たり〇円」などと定めて概算することも、簡易な方法として容認できる。</p> <p>走行距離（km）÷燃費（km/ℓ）×1ℓ当たりのガソリン価格（円/ℓ）</p> <p>これらの規定は、「令和6年3月1日国自旅第359号道路運送法による許可または登録を要しない運送に関するガイドラインについて」に記載がありますので、ぜひご確認ください。</p>
68	ヘルパーの食事費用は利用者と事業所のどちらが負担すべきですか。	本市における取決めはございませんので、事業所と利用者の間で契約書等により取決めを行ってください。
69	キャンセル料の設定についてはどうすべきですか？	同上

### 4 グループ支援型について

No	Q	A
70	順番に利用者を迎えに行く場合、全員揃うまでの間は個別支援型の移動支援として算定していいですか？	原則1人のヘルパーが1人の利用者を支援するという個別支援型の要件を満たす場合に限り利用できますが、ヘルパー1人が複数の利用者を支援して集合場所まで向かうような場合は、個別支援型の要件を満たさなくなりますので、利用できません。
71	グループ支援型の利用の前後に個別支援型の利用はできますか？	利用はできますが、グループ支援型と個別支援型との区別を明確にしておく必要があります。

## 5 その他

No	Q	A
72	給付費を受領後に請求誤りが発覚した場合は、どうすればよいですか？	障害者支援課にご連絡ください。 正しい金額に修正するためのお手続きをご案内いたします。
73	事業所間で一時的に契約支給量の受渡しは可能ですか？	例えば、1か月だけ別の事業所に1時間分譲るといった場合は特段手続きなく受渡しが可能です が、恒常的に受渡しが行われる場合は、契約内容の変更をしてください。
74	複数事業所で、それぞれ決定支給量を超えた契約をしてもいいですか？ 例：決定支給量20時間でA事業所が20時間契約、B事業所も20時間契約	利用者の決定支給量を複数事業所の契約量の合計が超えないように事業所間で調整してください。
75	和歌山市外の事業所ですが、和歌山市の利用者の方に対して支援を行った場合、和歌山市に給 付費の請求をしてもよいですか？	和歌山市に事業所登録を行った上で請求を行ってください。
76	移動支援の利用に年齢制限はありますか？	3歳以上であれば、移動支援の支給決定の対象となります。